

埼玉県海外ビジネス可能性調査業務委託に係る企画提案競技実施要項

埼玉県海外ビジネス可能性調査業務委託に係る企画提案競技の実施については、この要項に定めるとおりとする。

1 委託業務名

埼玉県海外ビジネス可能性調査業務委託

2 業務委託の目的及び内容

アジア、中東、アフリカ等における加工食品市場の流通体系や規制等を中心とした輸出環境の調査・分析を行い、県産品輸出の販路拡大の可能性を探り、輸出に取り組む県内事業者を支援する資料を作成するとともに、令和7年度以降の県産品の輸出促進施策の検討に資することを目的とする。

委託する業務（以下「本業務」という。）の内容は、「埼玉県海外ビジネス可能性調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 委託期間

契約日から令和7年2月28日まで

4 委託限度額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の納

付すべき税金を滞納していない者であること。

6 スケジュール（予定）

令和6年6月20日（木）企画提案競技公募開始

令和6年6月24日（月）質問事項の受付期限

令和6年6月26日（水）質問に対する回答

令和6年6月28日（金）企画提案競技参加申込書の提出期限

令和6年7月 5日（金）企画提案書等の提出期限

令和6年7月12日（金）審査（プレゼンテーション）実施

令和6年7月下旬 委託候補者選定結果通知

7 質問事項の受付

本業務に係る質問は、質問書（様式1）を提出するものとする。

（1）受付期限

令和6年6月24日（月）17時まで

（2）受付方法

様式1「質問書」に質問内容を記載の上、「13 担当窓口及び提出先」宛てに電子メールにより提出すること。

提出の際の件名は「【質問書】埼玉県海外ビジネス可能性調査業務委託」とし、確実に期するため電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。なお、簡易なものを除き口頭での質問は受け付けない。

（3）質問に対する回答

質問への回答は、埼玉県ホームページに掲載する。

8 企画提案競技参加申込書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案参加申込書」（様式2）及び「誓約書」（様式3）を電子メールで提出するものとする。

また、確実に期するため、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。

宛先：「13 担当窓口及び提出先」記載のメールアドレス。

件名：【参加申込書】埼玉県海外ビジネス可能性調査業務委託

提出期限：令和6年6月28日（金）17時必着

なお、やむを得ない理由により参加を取り下げる場合は、様式4「参加申込取下書」を提出すること。

9 企画提案書等の提出

（1）記載内容

ア 企画提案書の1ページ目「表紙」には様式5を使用すること。表紙以外の様式は任意とする。

イ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

ウ 仕様書を踏まえ、以下の（ア）～（オ）までの5項目について具体的に提案を行うこと。（様式任意。ただし、A4版・横向き・横書きとする。）

なお、仕様書に上乘せした提案も可能とする。この場合、「①仕様書の内容を具体化したもの」「②仕様書に上乘せしたもの」の別が明確に判別できるように記載すること。

（ア）基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイントを、1頁以内で記載すること。

（イ）提案内容

（ウ）業務実施体制

（エ）委託料の見積書

・委託料の総額のほか、人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等の経費区分の積算が分かるように記載すること。

・宛名は「埼玉県知事 大野 元裕」とし、担当者の氏名及び法人等の連絡先を明記すること（代表者印は不要とする）。

（オ）法人概要（様式6）

（2）提出部数及び提出方法等

ア 提出方法

電子データで提出すること

イ 提出先

「13 担当窓口及び提出先」のメールアドレス宛

ウ 提出期限

令和6年7月5日（金）17時必着

エ その他

（ア）企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限るものとする。

（イ）企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

（ウ）提出された企画提案書等は、審査にのみに使用する。

（エ）企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

10 委託候補者の選定

（1）委託先候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、「埼玉県海外ビジネス可能性調査業務委託選定審査会」（以下「審査会」という。）においてプレゼンテーションを行い、審査会が提案内容を総合的に審査し、最も評価点が高かった提案者を候補者として選定する。その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者として選定する。

（2）企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補

者として選定する。

- (3) 審査日は、令和6年7月12日（金）とする。詳細については、後日、企画提案書等を提出した者に対し、文書等で連絡する。
- (4) 審査方法は、ZOOMによるプレゼンテーションを実施するものとする。
- (5) 審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価する。

11 契約の相手方の決定方法

県は、候補者に選定された者と業務内容に関する細目事項について協議を行う。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合がある。

協議が整った場合は候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により委託契約を締結する。

なお、候補者と協議が整わない場合や契約締結までの間に候補者に事故がある場合等は、評価が次順位の者を候補者として改めて協議を行う。

12 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 電子メール以外の方法で提出したもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。
- キ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。
- ク 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ケ 見積金額を訂正したもの。
- コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

13 担当窓口及び提出先

埼玉県 産業労働部 企業立地課 国際経済担当

(住 所) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (埼玉県庁本庁舎 4階)

(電 話) 048-830-3766

(E-mail) a3900-05@pref.saitama.lg.jp